

## 第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画 (集落対策の推進)の策定について

### 1 要旨・目的

中山間地域の集落が今後直面することが見込まれる地域の変化に鑑み、第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画（以下「第Ⅱ期計画」という。）を補完するものとして、今後の集落対策の推進計画を策定したので、その内容について報告する。

### 2 現状・背景

中山間地域では、県全体を上回るスピードで進む人口減少により、地域社会の状況が大きく変容し、地域によっては暮らしに関わるサービス供給力の低下が懸念されている。

第Ⅱ期計画策定時に検討課題として残されていた、安心して暮らせる生活環境の在り方等の検討に向けて実施した集落实態調査（令和 2～3 年度）からは、中山間地域の現状と課題に加え、多くの住民の、住み慣れた地域での居住継続を望む意向が明らかになった。

令和 5 年度には、有識者で構成する「広島県集落対策に関する検討会議」を設置し、これまでの調査結果から得た知見等も踏まえ、今後の集落対策について議論いただき、令和 6 年 2 月に「広島県における今後の集落対策 最終取りまとめ」（以下「最終取りまとめ」という。）が取りまとめられた。

最終取りまとめを踏まえ、今後あらゆる主体が一体となって取り組む集落対策の推進計画を第Ⅱ期計画を補完するものとして策定した。

### 3 計画の概要

#### (1) 計画期間

令和 6 年 10 月～令和 8 年 3 月（令和 7 年度）

※目指す姿や施策の推進方向等は、次期広島県中山間地域振興計画に引き継ぐ。

#### (2) 集落対策の推進に当たっての基本的な考え方

無住化リスクを抱える中山間地域においては、地域の持続可能性を確保する上で残された時間が多くないこと、地区・集落の担い手の中心となっている団塊の世代が今後支えられる側に向かっていく向こう 10 年間で集落対策を講じる重要な期間になることを踏まえ、次のとおりとする。

30 年後の中山間地域の姿を想定し、人々が安心して暮らし続けられる  
新たな生活環境を創出する 10 年間の取組

### (3) 取組の方向

施策体系として5つの分野、13の取組方針を施策体系として位置づけ、取組方針に基づく具体的な取組として40の取組項目を次のとおり整理した。

その上で、5つの分野ごとに10年後の目指す姿、現状と課題及び施策の推進方向を整理した。

【分野】	【取組方針】	【取組項目】
1 住民生活 (居住環境)	(1) 生活サービスの機能継続	① 移動の確保 ② 生活圏における各種生活サービス機能の確保
	(2) 移動・訪問・遠隔サービスの拡充	③ 移動販売、食材配達等のサービスエリアの拡大 ④ 金融サービス機能の拡充 ⑤ 訪問診療、訪問看護、訪問介護等の確保 ⑥ ICTや先端技術の実装による遠隔サービスの充実
	(3) 暮らしを維持する分岐点の整理	⑦ 心身の健康状態の把握 ⑧ 自動車の運転が可能かどうかの状況把握 ⑨ 別居親族等による生活サポートの有無の確認 ⑩ 近隣(集落)での生活サポート(見守り等)を通じた個人の状態把握 ⑪ 見守りを要する者の情報管理
	(4) セーフティネットの構築	⑫ 地域における見守り体制の確保 ⑬ 見守り主体間の情報共有の強化(柔軟化) ⑭ 居住地域近隣における入所施設の確保、人材確保
2 住民自治機能	(5) 住民自治機能の維持に向けた担い手の確保	⑮ 住民自治が機能する世帯・人口規模に応じた対応 ⑯ 次世代リーダー・次世代地域活動の担い手の有無に応じた対応 ⑰ 他出子や関係人口との連携意向を踏まえた対応 ⑱ 移住者の受入傾向の把握
	(6) 住民自治機能の再構築	⑲ 住民自治(集落)機能の見直し ⑳ 住民自治をサポートする支援機能の構築 ㉑ 地域の一体感がある範囲での自治機能の広域化 ㉒ 共助から公助に転換される機能への市町の対応体制の確立
3 広域 市町等による マネジメント	(7) 地域間の連携・支援	㉓ 隣接地域間での支援体制の構築 ㉔ 旧町村単位等の広域的な支援機関の機能強化
	(8) 行政区域を越えた圏域での生活機能の確保	㉕ 広域的な機能集積地域(拠点地域)の生活機能維持の支援 ㉖ 行政区域を越えた移動支援策の構築
4 空間管理	(9) インフラ維持コストの見直し	㉗ 道路・上下水道等の管理体制の再構築 ㉘ 維持すべきインフラの絞り込み ㉙ 低利用インフラの廃止・除却の推進(支援) ㉚ ㉗～㉙の進展により現居住地域に与える影響への対応 ㉛ 無住化集落における残存インフラの管理水準の検討
	(10) 無住化後の資産管理	㉜ 無住化が予想される地域への早期の住民協議の実施 ㉝ 無住化後の土地活用意向の把握 ㉞ 地権者等との協議による土地管理手法の検討
5 取組の 推進体制	(11) 地区・集落への支援体制の構築	㉟ 地区・集落の実態と意向を踏まえた将来見通しの検討・共有 ㊱ 地区・集落の将来見通しの段階に応じた対策の検討 ㊲ 住民自治活動等をサポートする中間支援組織の確立 ㊳ 中山間地域に新たな人材を供給する仕組みづくり
	(12) 生活機能確保に向けた支援体制の構築	㊴ 生活機能を提供する民間主体をサポートする機能の構築 ㊵ 中山間地域に新たな人材を供給する仕組みづくり(再掲)
	(13) 国民的理解の促進	㊶ 中山間地域の価値の国民的理解の促進

### (4) 根拠法令

広島県中山間地域振興条例（平成25年条例第44号）第7条

#### 4 スケジュール（策定までの経緯）

年 月	概 要
令和6年6月	総務委員会（骨子案説明）
7月	中山間地域・スポーツ・文化振興特別委員会（骨子案説明）
8月	中山間地域・スポーツ・文化振興特別委員会（素案説明）
9月	総務委員会（素案説明）
8月～9月	県民意見募集（パブリックコメント）の実施
9月	中山間地域・スポーツ・文化振興特別委員会（集中審議）
10月	計画策定

#### 5 第Ⅱ期中山間地域振興計画（集落対策の推進）素案に対する意見への対応

中山間地域・スポーツ・文化振興特別委員会（集中審議）、県民意見募集（パブリックコメント）での意見について、次のとおり対応した。

意 見	件数	対 応
中山間地域・スポーツ・文化振興特別委員会（9/13集中審議）	8件	意見の内容は、集落対策の推進に当たって考慮すべき事項であり、今後の施策推進に当たっての参考とする。
県民意見募集（パブリックコメント）（募集期間8/23～9/24）	9件	意見の内容は、計画に対する感想や、集落対策の推進に当たって考慮すべき事項であり、今後の施策推進に当たっての参考とする。

※ 意見の内容及び対応等についての詳細については、別紙のとおり

#### 6 その他（関連情報等）

県ホームページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/35/shuurakutaisaku-no-suishinkeikaku.html>

第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画（集落対策の推進）の素案に対する意見と対応

1 中山間地域・スポーツ文化振興特別委員会（9/13集中審議）における意見と対応

意見の内容	対 応	該当頁
<p>1 都市部においても、中山間地域の応援団としてフォローアップしていく機運を高めるため、都市部の住民に対する様々な取組の周知に努めるとともに、中山間地域に関わり、支えていけるような仕組みづくりにも取り組まれないこと。</p>	<p>豊かな自然環境や農林水産物などに恵まれた中山間地域と、高度なサービス機能を持ち、農林水産物の一大消費地である都市部は、その機能や役割を相互に補完し合う関係にあり、都市部に暮らす方々にとって、中山間地域は関係が深い地域であることから、引き続き、中山間地域の価値や取組について、都市部住民への周知を行うとともに、中山間地域との接点が増えていく効果的な取組を検討していく。</p>	P51
<p>2 集落を維持・活性化していくためには、地域を変えていこうとするリーダーなどの人づくりが重要であり、引き続き、人材育成に力を入れて取り組まれないこと。</p>	<p>将来にわたって中山間地域の持続可能性を高めるためには、地域の活力の源泉となる「人づくり」を進めていくことが重要であり、これまで中山間地域振興計画に沿って、多様な力でつながる人づくりに重点的に取り組んできたところである。今後とも、「ひろしま里山・チーム500」を中心に、地域づくり人材の育成に積極的に取り組んでいく。</p>	※P24
<p>3 これまでの「ひろしま里山・チーム500」の取組や地域おこし協力隊などにより人材の確保・育成が進んでいる地域もあるため、こうした方々を中心に、地域に暮らす方々が、どのようにすれば持続可能な地域となるかを自ら考え、実行できるよう後押しされたいこと。</p>	<p>持続可能な中山間地域の実現に向けては、住民が、地域の将来について話し合いを進め、適切な対応の選択をされていくことが重要であり、こうした話し合いを円滑に進め、合意形成へと導くための専門人材を地区・集落に派遣するなど、しっかりと後押ししていく。</p>	P12、25、 P49
<p>4 中山間地域の住民が希望を持って生活できるよう、計画に掲げた対策を確実に、かつスピーディーに実行するとともに、中山間地域に困っている人がいる限り、その問題を具体的に解決できるよう、予算措置を含め、継続した支援を行い、計画が絵に描いた餅とならないように取り組まれないこと。</p>	<p>地区・集落を支えている団塊の世代の高齢化が進む中山間地域において、持続性を確保していく上での残された期間は長くないことから、本計画に掲げた対策をスピード感をもって推進する。</p> <p>また、本計画の推進に係る施策については、既存の取組も含まれている。新たな対策も含めて、PDCAサイクルにより必要な見直しを行うとともに、新たに対策が必要な取組については、市町と連携し、国の予算の活用も含め、地域の実情に合わせた対応を検討していく。</p>	P25、26、 P53

意見の内容	対 応	該当頁
5 集落に派遣されるコンサルタント等の専門人材が中長期的な地域づくりの支援を行うことができるよう、必要な身分や待遇を確保されたいこと。	集落対策については、中・長期的な地域づくりの視点に立った、持続的な支援を行っていくことが必要であることから、専門人材については、長期間の伴走支援が可能となるよう、適切な制度設計に努める。	P49
6 地域が主体となって将来の展望が実現されるよう、長期的な支援を行うとともに、地域を活性化させ、住み続けられる地域とするため、住民の意見を聞きながら県の施策に反映させる必要があること。	<p>集落対策については、地区・集落の将来を見据えた住民自治組織の話し合いをサポートしていく過程で明らかになった課題にも柔軟かつ的確に対応できるよう、市町との密接な連携の下、取組の充実強化を継続的に検討していく。</p> <p>併せて、第Ⅱ期中山間地域振興計画に基づき実施している、地域の活性化に向けての施策についても、引き続き、県民、市町、県が連携・協働しながら、安心して笑顔で幸せな生活を営むことができる中山間地域の実現に向けて取り組んでいく。</p>	P25、52、P53、※P19
7 一般社団法人広島県鳥獣対策等地域支援機構（テゴス）による効果的な鳥獣被害対策を県内全域に拡大するとともに、地域課題の解決に向けて、県が集落に派遣する専門人材とテゴスとの連携について検討されたいこと。	<p>テゴスに参画していない市町に対し、現地見学会の開催や活動状況を記載した資料を提供するなど、活動成果等を定期的に見える化するとともに、参画するメリットを丁寧に説明することにより、参画市町を増やし、鳥獣被害対策の県内全域への拡大につなげていく。</p> <p>また、鳥獣被害対策の取組を通じ、地域の様々な情報を有するテゴスの方から、地域課題の情報共有等の協力をいただくことは、地区・集落の課題解決に向けた話し合いをサポートする専門人材にとって有意義であり、今後の連携の方法などについて検討していく。</p>	P49
8 中山間地域における道路や水道等のインフラ維持などについて、行政が今後対応することが可能な範囲を明確に示した上で、地域住民に今後の意向を判断してもらう必要があること。	<p>地区・集落を支えてきた団塊の世代の高齢化が進む中、地域住民が、今後見込まれる将来の姿を踏まえ、必要な対応についての話し合いを進められ、適切な対応を選択されていくことが重要であると考えている。</p> <p>インフラの維持・管理については、話し合いの結果や利用実態等も踏まえた上で、必要な維持・管理水準や管理方策を検討する市町を支援していく。</p>	P45、46

※ 第Ⅱ期中山間地域振興計画（令和3年1月策定）の該当頁

## 2 県民意見募集（パブリックコメント）における意見と対応

- 意見の件数 9件（4人）
- 意見の内容 以下のとおり（趣旨を変えない範囲で要約、同趣旨意見は統合）

### （1）計画全般に関すること

意見の内容	対 応	該当頁
<p>現状の課題が、具体的に細かく分析されていて、とてもよい計画となっている。</p> <p>一方で、全体的に高齢者向けの計画になっているようにも見えることから、集落のこれからの担い手である若者や移住者、子供の声を反映させていく仕組みが必要である。</p>	<p>この集落対策は、地区・集落の方が、現状と将来像を共有され、課題解決に必要な取組について話し合いを進め、課題解決に向けた取組が行われることを想定しており、県は市町と連携し、こうした話し合いをサポートする専門人材を地区・集落に派遣し、若者や移住者など、より多くの住民が話し合いに参加できるよう促していく。</p>	—
<p>中山間地域の人口減少が激しい地域に住んでいるが、私たちに大事な事を守り、新たなものを取り入れ、【すべて無くなる】方向ではなく、緩やかな無住化となるよう、住民力、地域力を上げるために全力で頑張っている。</p> <p>この計画を見て、若者が、夢をもって頑張れるように進めてもらいたい。</p>		

### （2）施策の推進方向に関すること

意見の内容	対 応	該当頁
<p>役員の固定化が顕著になっている。行政の会議への参加、イベントの準備、地域対応など負担が大きく、次になりたい人が少ないのが課題である。自治会運営を持続可能なものとしていくため、役員の負担軽減、交代のルール作り及びメリット付与などを通じた後継者確保や、若者世代の自治会活動への参加を促していくことができるよう、自治機能の広域化の模索などが必要である。</p>	<p>地区・集落の話し合いをサポートする人材を地域に派遣し、住民自治組織における合意の下で、活動の負担軽減を図るとともに、次世代の活動への参加機会の創出を通じ、住民自治組織と若者世代の交流を市町と連携して後押ししていく。</p> <p>また、地域の一体感がある範囲において、地域の実情に応じ広域化することが望ましい機能の検討などを促していく。</p>	P38
<p>今後益々厳しい状況になっていくことが見込まれる公共交通サービスについて、住民ニーズにマッチした、ドアツードアで移動できるデマンド型の交通手段、福祉的な観点からのライドシェア、自動運転バスの導入などを検討していくことも必要である。年々変わっていく社会情勢、人口減少や少子高齢化、運転手不足、利用したい人の点在化等に対応していくには、基礎自治体や民間事業者だけでは限界を迎えており、県の積極的な支援を望みたい。</p>	<p>鉄道やバス、タクシー等の地域公共交通サービスの提供が困難な交通空白地域において、デマンド交通や過疎地ライドシェアなど、地域が主体となって住民の移動手段を確保する取組を支援していくほか、買物や通院といった生活サービス提供施設へのアクセス向上に向けて、地域の関係者が連携し、交通と生活サービスの相乗効果を生み出す取組についても支援していく。</p>	P31、32、P43、44

意見の内容	対 応	該当頁
<p>空き家、空地に対する対策は、今後10～20年の間に住民のボリュームゾーンといわれる団塊の世代が徐々に亡くなられ、その子供たちのほとんどが街に出ている状況にあることから、早めに行う必要がある。</p> <p>現在、空き家、空地を放置している人が非常に多い。地域外に住んでいると、他人事になっているケースが多く、景観・衛生的にもよくない。相続者が管理する場合、管理しない場合、相続人が不在の場合などケースごとに適切な対策を考えてほしい。</p>	<p>集落が無住化した場合、地域が荒廃し、周辺地域へ悪影響が生じることが懸念されることから、無住化する前に土地や家屋等の管理を誰にどう託すのか、検討しておくことが必要である。</p> <p>そのため、地域のニーズを踏まえつつ、所有者及びその相続予定者に対して、今後の活用や管理手法などの意向確認を行う仕組みを、スピード感を持って市町と連携して検討していく。</p>	P46
<p>中山間地域の基幹産業であり、日本全体にとっても重要な農業に誇りを持っている。しかし目に見えて人口は減少し、高齢化が進み、耕作放棄地は増え、農業従事者も減少している。これから、地域計画を集落単位の話合いの中で作成していくが、どれだけ真剣に将来のことを考えて、現実的に夢をもって話し合えるかが鍵だと考えている。県も市町も本気になって住民を鼓舞してファシリテーションをしていただきたい。</p>	<p>現在、県では地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の策定に向け、制度説明や地域ごとの協議の場への参画等、市町及び農業委員会への支援を行っており、策定後も計画の実行と見直しに向け、県、市町、農業委員会の連携を強化するとともに、地域の農業事情に精通しているコーディネータの配置を拡充し、地域での話合いが進むよう積極的に取り組んでいく。</p>	P46
<p>地区・集落の無住化が進むことによって、多くの人々の食と命を支える大事な農地が失われていくことは、中山間地域に暮らす人々のみならず、都市部に暮らす人々にも共通する課題であると認識され、中山間地域のために何かをしてあげようではなく、自分たちの命の根っこを守ろうとの想いで繋がっていくようになれば、流れを変える力になってくると思う。</p>	<p>豊かな自然環境や農林水産物などに恵まれた中山間地域と、高度なサービス機能を持ち、農林水産物の一大消費地である都市部は、その機能や役割を相互に補完し合う関係にあり、都市部に暮らす方々にとって、中山間地域は関係が深い地域であることから、引き続き、中山間地域の価値や取組について、都市部住民への周知を行うとともに、中山間地域との接点が増えていく効果的な取組を検討していく。</p>	P51